

---

---

## 第4章 地域福祉計画の推進

---

---

## 1. 市民・地域・市による計画の推進

地域福祉計画の推進は、地域住民、関係団体、企業、社会福祉協議会、市など多様な主体が、具体的な実現に向けて協働して取り組んでいくものです。

地域福祉計画の基本理念である「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」をより効果的・効率的に推進し展開していくためには、市民・地域、そして市が地域福祉の重要性を理解し、それぞれの役割を果たしながら、お互いに協力し合うことが必要です。

### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが、地域社会の一員であるとの自覚を持ち、福祉に対する意識や認識を高め、積極的に地域福祉活動に参画していくことが必要です。

### (2) 地域の役割

地域での助け合いや支え合いが大切です。

また、地域で活動する事業者、各種団体が、互いに連携し、協働して取り組んでいくことが求められています。

### (3) 市の役割

「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」の基本理念のもと、市は、地域福祉の推進のために、本計画に掲げる施策を総合的に実施する責務があります。

また、地域福祉を推進する関係機関・団体等と互いに連携を図り、ともに支え合っていく協力体制を構築していくことが必要です。

## 2. 多賀城市社会福祉協議会との連携による計画の推進

平成12年の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会は社会福祉法人のなかでも、特に地域福祉を推進する中心的な団体であると規定されました。

本計画の基本理念・3つの基本目標を実現するためには、社会福祉活動への市民参加をはじめ、民間福祉団体の先導役として、計画それぞれの分野で多賀城市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

多賀城市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画が示す理念や方向性の中で地域住民や事業者等が地域福祉を実践していくための活動計画です。

本市は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の連携を図り、市民、地域、市が地域の実情を十分に踏まえながら相互に機能し合い、基本理念の実現を目指します。

## 3. 地域福祉計画の推進体制

市は、総合的に計画を推進していくため、自治会町内会、社会福祉協議会、保健所、医療機関、教育機関など、地域福祉を推進する多様な機関と連携を図るとともに、地域福祉計画推進の取組を確認するための仕組や体制を整備し、毎年度進捗状況の管理・評価・検証を行います。その内容については、市ホームページ等を通じて公表し、改善につなげていくこととします。

## 4. 地域福祉計画の検証

本計画では、基本目標ごとに成果指標を設定しています。

これらの成果指標については、次のとおり検証を行います。

### (1) 成果指標の確認方法

「指標値の確認方法」に記載のアンケートにより、成果指標値を取得します。

#### ア 地域福祉計画アンケート

地域福祉計画（第5期）を策定する際に実施する「地域福祉計画アンケート」で取得する調査結果に基づき検証を行います。

#### イ まちづくりアンケート

毎年度実施する「まちづくりアンケート」で取得する調査結果により検証します。

### (2) 基準値について

「指標値の確認方法」に記載のアンケートにより、基準値を設定しています。

#### ア 地域福祉期計画アンケート

平成31年度に地域福祉計画（第4期）を策定する際に実施した「地域福祉計画アンケート」の調査結果に基づき、基準値を設定しています。

#### イ まちづくりアンケート

令和2年度に実施した「まちづくりアンケート」の調査結果に基づき、基準値を設定しています。

### (3) 目標値について

目標値の設定は、成果指標が全てアンケート調査結果に基づくものであり、具体的な数値目標がなじまないため、指標の向きで表現します。

#### 《参考例:基本目標1》

	基準値 (アンケート実施年度)	目標値 (令和7年度)	指標値の 確認方法
助け合い支え合えるまちになっていると思う市民割合	38.2% (H31)	↗	地域福祉計画 アンケート
地域で手助けしたりされたりする環境が整っていると思う市民割合	(R2)	↗	まちづくり <b>成</b> 果 <b>指</b> 標
福祉活動に取り組む意識がある市民割合	<b>基準値</b> (R2)	↗	
福祉活動に取り組んだことがある市民割合	(R2)	↗	
市民活動等へ参画意思のある市民割合	(R2)	↗	
災害時に地域で助け合いができると思う市民割合	(R2)	↗	
要配慮者を助け合う仕組みが整っていると思う市民割合	(R2)	↗	
	(R2)	↗	

## 多賀城市社会福祉協議会を知っていますか？

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置された団体であり、地域福祉を推進する中心的役割を果たしています。住民一人ひとりの「地域で安心していきいきと暮らしたい」という願いを実現するため、町内会や福祉団体、ボランティアの協力をいただきながら福祉のまちづくりに取り組んでいます。

多賀城市社会福祉協議会では、地域課題を解決するためのさまざまな活動をおこなっています。

### ふれあいのまちづくりを推進しています

地域の住民交流を後押しするため、子ども食堂や健康教室、サロン活動など住民交流活動を支援しています。地域との繋がりを増やしていくことで、地域情報の収集や顔の見える関係づくりに努めています。



笠神地区「笠の会」の活動の様子  
(出典：多賀城市社協だより 2020.10 No. 65)



活動の様子

(出典：多賀城市社協だより 2020.10 No. 65)

### ひとり暮らしの高齢者を支える取組を行っています

住民同士の交流や仲間づくりの輪を広げることで、ひとり暮らしの高齢者のひきこもりや孤独感の解消を図ります。また、防犯や病気予防などの講座を行い、生涯学習による生き生きとした暮らしを推進しています。ひとり暮らし高齢者と民生委員をつなぐ見守りも兼ねた取組です。

### 福祉サービス利用援助事業 まもりーぶ

在宅などで生活する判断能力の不十分な方が地域で自立した生活を送ることができるようにお手伝いする取組です。

福祉サービスに関する相談、手続きの代行、生活に必要なお金の管理や大切な書類等のお預かりなどを行っています。



こうした事業活動のほか、日常生活の維持が困難な世帯に対する生活資金の貸付、障害のある方の自立支援のための就労支援施設やグループホーム、中央地域包括支援センターの運営など、地域のさまざまな課題に対応していくための取組を行っています。

令和2年度、「多賀城市地域福祉活動計画（おtaga いさま ふ・く・しプラン）」を策定しており、「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」に向かって地域福祉計画と連携を図り、地域福祉を推進する両輪として取組を進めています。

